

平成 29 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ブイキューブ
代 表 者 名 代表取締役社長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 C F O 大川 成儀
(TEL. 03-5768-3111)

行使価額修正条項付き第 15 回新株予約権（第三者割当て）の 取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 12 日の取締役会において、平成 28 年 4 月 15 日に発行しました株式会社ブイキューブ第 15 回新株予約権（第三者割当て）（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、平成 29 年 12 月 28 日に、当該時点において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社ブイキューブ第 15 回新株予約権 (第三者割当て)
(2) 新株予約権の割当日	平成 28 年 4 月 15 日
(3) 発行した新株予約権の数	30,000 個
(4) 新株予約権の払込金額	19,020,000 円（新株予約権 1 個当たり 634 円）
(5) 行使価額	当初行使価額 1,494 円（下限行使価額 1,196 円）
(6) 行使済みの新株予約権の数	4,400 個
(7) 取得及び消却する新株予約権の数	25,600 個
(8) 新株予約権の取得及び消却日	平成 29 年 12 月 28 日
(9) 新株予約権の取得価額	16,230,400 円（新株予約権 1 個当たり 634 円）

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

本新株予約権は、当社が平成 28 年 2 月 15 日に公表した中期計画において注力すべき事業として位置付けた社会インフラとしてのビジュアルコミュニケーションをより一層深く展開するため、その開発費用の調達、買収資金の確保、運転資金の確保を目的として、メリルリンチ日本証券株式会社を割当先として発行したものです。本日時点の本新株予約権による調達額は、約 526 百万円となっております。

本新株予約権を行使期限である平成 30 年 4 月 17 日が到来する前に取得及び消却するに至った理由は、当初予定していた資金調達額には届いていないものの、現状の当社グループの業績を反映した株価の状況と、本新株予約権の下限行使価額に鑑み、本新株予約権による調達を断念することを判断したためであります。本新株予約権により調達する予定であった資金はこれまで代替として借入金で充当してまいりましたが、本日「資本業務提携、第三者割当による新株式の発行及び主要株主の異動に関するお知らせ」において公表した方法による調達を実施していく予定です。

以上のことから、本新株予約権の発行要項の規定に従い、発行価額と同額にて本新株予約権を当社が取得するとともに消却することといたしました。なお、当社は平成 29 年 12 月 12 日付で本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券株式会社に対して平成 29 年 12 月 13 日から平成 29 年 12 月 28 日を行使停止期間とする「停止指定通知書」による通知を行います。これにより、当社による本新株予約権の取得及び消却が完了するまで、これ以上の行使は行われませんこととなります。

3. 今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却が当社グループの当期業績に与える影響は軽微であります。

以上